

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

規則

◇規則 鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日

鳥取県行政組織規程の一部改正

◇訓令

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正

◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県規則第十九号

鳥取県知事 石破二朗

目次中「第十節 蘭検定所(第八十四条の二十第八十四条の四)」を「第十節 蘭検定所(第八十四条の二十第八十四条の二)」に改訂する。
中海日野川総合開発調査

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十五年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 蘭検定所(第八十四条の二十第八十四条の四)」を「第十節 蘭検定所(第八十四条の二十第八十四条の二)」に改訂する。
中海日野川総合開発調査

第八十四条の五 中海日野川総合開発調査局は、中海及び日野川地帯の開発を総合的に促進するためには必要な機関とする。

(中海日野川総合開発調査局の位置)

第八十四条の六 中海日野川総合開発調査局は、米子市に置く。

(中海日野川総合開発調査局の内部組織)

第八十四条の七 中海日野川総合開発調査局に総務課、農業開発課、工業開発課及び電源開発課を置く。

第八十六条中「東京都千代田区丸の内一丁目一番地」を「東京都」に改める。

第八十七条の三中「大阪市東区南久宝寺町二丁目」を「大阪市」に改める。

第八十七条の七中「小倉市浅野町」を「小倉市」に改める。

第八十八条の三中「大阪市東区南久宝寺町二丁目」を「大阪市」に改める。

第八十九条第一項中「置く」を「置き、課の事務を分掌させるため、庶務課に庶務係及び管理係を、工務課に道路係及び河港係（郡家及び根雨各土木出張所にあつて

ば河川係）を置く」に改める。

この規則は、昭和三十五年五月一日に施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項（昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

別表中「自治研修所 次長」を

「中海日野川総合開発局 自治研修所 次長、課長」に改め、同表保健所の職名欄中「課長」を「課長、係長」

に改め、同表土木出張所の職名欄中「主任」を「所長、係長、主任」に改める。

自治研究所
係
船分室主任長

所長
次長
教務主任
に、
農船指導検査主任長

に、

自治研修所
所長
次長

所長
次長
を

自治研究所
係
船分室主任長

所長
次長
教務主任
に、
農船指導検査主任長

に、
自治研修所
所長
次長

所長
次長
事務吏員、技
術員をもつ
てあてる職

主事務吏員、技
術員をもつ
てあてる職
及び他の
職級に

を

鳥取県人事委員会規則第六号

人事委員会規則

この訓令は、昭和三十五年五月一日から施行する。

附 則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覧 蔵

監

藏

鳥取県人事委員会規則第六号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

